

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 4月 12日

高崎市長 富岡 賢治 殿

提出者

住 所 群馬県高崎市綿貫町 1729-5

氏 名 エスピック株式会社

代表取締役社長 柳澤 佳雄

電話番号 027-384-4190

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	エスピック株式会社 本社工場
事 業 場 の 所 在 地	群馬県高崎市箕郷町上芝 105
計 画 期 間	令和6年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	21 窯業・土石製品製造業
②事 業 の 規 模	製造品出荷額 4億4千万円
③従 業 員 数	19人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり (別紙1参照)



(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者

製造本部長

- ・産業廃棄物の処理に関する各種事項の決定・承認
- ・産業廃棄物の処理方針の策定

廃棄物管理担当

本社工場工場長

- ・廃棄物処理計画の作成
- ・廃棄物管理状況の把握

(処理業者の選定、委託契約の締結は本社管理部にて行う)

各係

- ・作業現場の廃棄物の管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】別紙のとおり（別紙2参照）		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
・別紙のとおり（別紙2参照）			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・廃プラスチックをリサイクル出来るよう分別実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・上記事項継続。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	-	-	-
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	-t	-	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も実施予定なし。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も実施予定なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行つた産業廃棄物の量	t	t	
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。				
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	t	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組) ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 別紙のとおり（別紙3参照）				

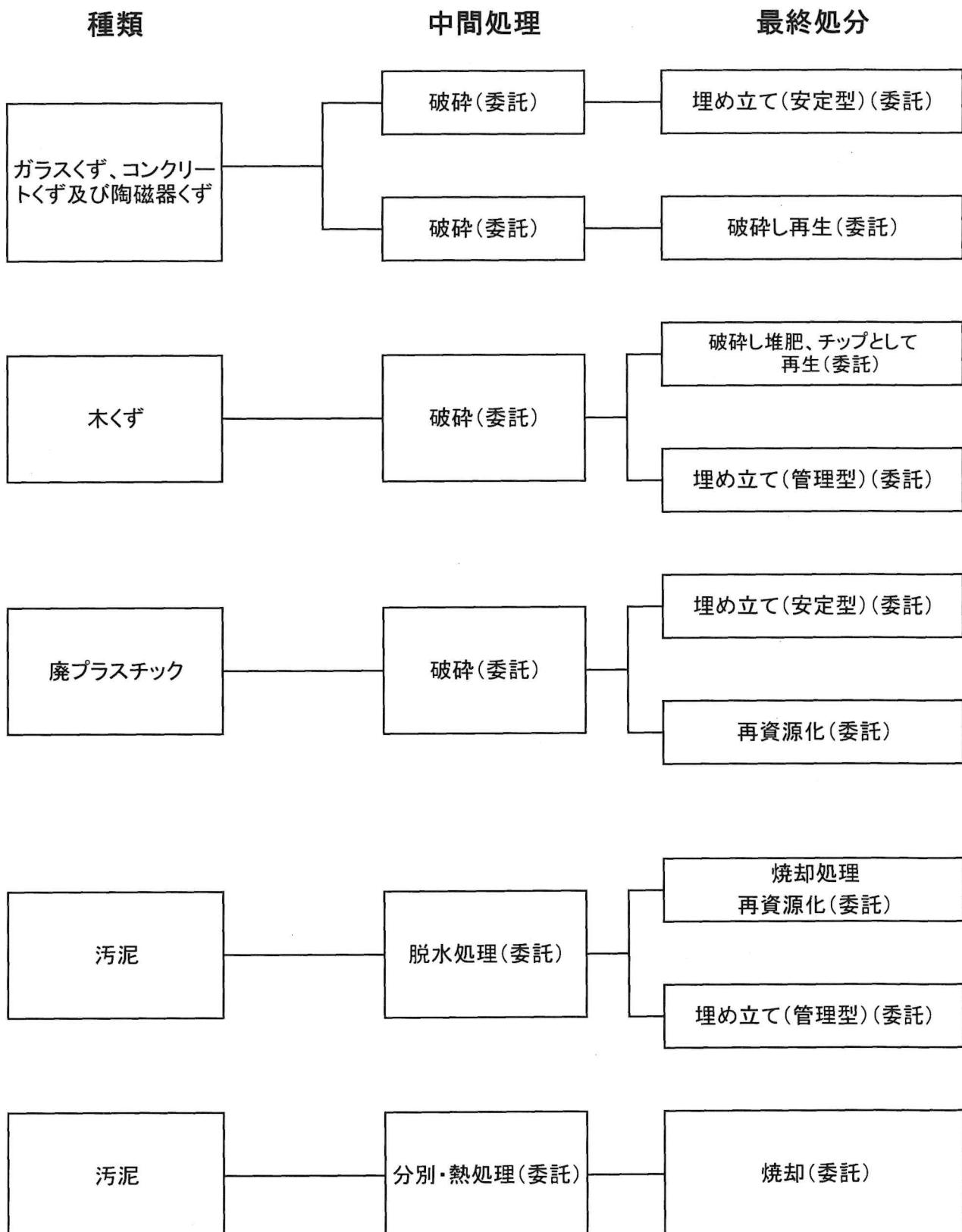
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組) • CO ₂ 排出量削減を念頭に、再生利用、熱回収が可能である廃棄物に関しては、再生利用業者及び熱回収業者を選定する事を検討していく。 • 別紙のとおり(別紙3参照)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】						
①現状	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリート破片）	廃プラスチック	木くず	汚泥	廃油
	排出量	3, 870. 00t	7. 10t	25. 09t	3. 52t	2. 00t
(これまでに実施した取り組み)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリートガラ削減→不良率、返品の削減に取り組んでいる。 ・ 木くず削減→木製パレットの補修に取り組んでいる。 ・ 廃プラスチック削減→ラップの巻き回数削減等に取り組んでいる。 						
【令和6年度目標】						
②計画	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリート破片）	廃プラスチック	木くず	汚泥	廃油
	排出量	3, 676. 50t	6. 75t	23. 84t	3. 34t	1. 90t
(今後実施する予定の取り組み)						
・上記事項の継続			排出量合計・・・・・・			3, 712. 33t

別紙3

産業廃棄物の処理の委託に関する事項